

## 入札条件（物品の購入に係る条件付一般競争入札用）

### 入札条件

- 1 入札心得
- 2 入札制度の概要及び各種様式
- 3 仕様書等の配布
- 4 入札に関する質問
- 5 入札参加の辞退
- 6 入札保証金の納付
- 7 入札の執行
- 8 再度入札
- 9 入札の公平性・公正性の確保
- 10 契約の締結
- 11 契約保証金の納付
- 12 支払条件等

## 入札条件

### 1 入札心得

入札参加者は、入札公告及び仕様書を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、宇部市総務財務部契約課（以下「契約課」という。）が作成した「入札の心得」に留意して入札しなければならない。

※入札の心得

[http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu\\_keiyaku/documents/kisoku-00-20701.pdf](http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu_keiyaku/documents/kisoku-00-20701.pdf)

### 2 入札制度の概要及び各種様式

入札に関連する制度の概要及び各種様式については、宇部市ホームページに掲載しているため、入札参加者は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用すること。

※入札制度の概要

<http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/gaiyou/index.html>

※入札・契約に係る規則・要綱等

[http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu\\_youkou/index.html](http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu_youkou/index.html)

※各種様式

<http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/youshikiichiran/buypinekimu/index.html>

※入札・契約に関するお知らせ

[http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu\\_keiyaku/index.html](http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu_keiyaku/index.html)

※宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）

<http://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/jourei/index.html> より

### 3 仕様書等の配布

(1) 配布（掲載）場所及び日時

入札に必要な仕様書等については、入札公告に掲げる方法により配布する。

(2) 配布（掲載）の終了

入札公告に記載する配布期間終了後、配布又は宇部市ホームページの掲載を終了する。

## **4 入札に関する質問**

### **(1) 質問の方法**

入札参加者は、仕様書について質問及び疑義があるときは、入札公告に掲げる期間内において、物品内容質問書を担当課へファックス送信により提出することができる。

### **(2) 回答の方法**

随時、質問者にファックス送信により回答する。

## **5 入札参加の辞退**

### **(1) 辞退の自由**

入札参加資格確認申請書を提出した者で、入札参加を希望しない者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

### **(2) 辞退の方法**

辞退する場合は、入札辞退届を作成し入札執行までに契約課に届け出ること。

### **(3) 辞退者の保護**

辞退したことにより、その後の指名等に不利益を与えることはない。

### **(4) 辞退の撤回**

入札辞退届を提出した者は、いかなる場合でも辞退を撤回することができない。

## **6 入札保証金の納付**

入札者は、入札保証金の納付が必要な場合において、初度の入札書に記載する金額に100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5以上を入札前に入札保証金として納付すること。

## **7 入札の執行**

### **(1) 入札の執行課**

入札は契約課が執行する。

### **(2) 入札書に記載する金額**

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出方法

入札日時に入札書を提出すること。

(4) 入札書の訂正等

入札書に記載した金額を訂正した入札は無効とする。また、入札書を提出した後は、書換え、引換え又は撤回することができない。

(5) 代理人による入札等

代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出しなければならない。ただし、入札書を提出する者が使者である場合は、この限りではない。

(6) 無効入札

入札の心得5各号に該当する入札及び、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札は無効とする。

## 8 再度入札

入札の実施回数が2回以上とされている場合で、前回の入札で落札者がいなかったために再度入札を行うこととなった場合は、次のとおり取扱う。

(1) 入札回数

同一事項の入札は、3回を上限とする。

(2) 再度入札の参加者

再度入札は、前回の入札の参加者に限り参加することができる。ただし、前回の入札において、初度入札に参加しなかった者及び無効となる入札をした者は、再度入札に参加することができない。また、再度入札に係る価格が初度入札の最低価格（無効入札による場合を除く。）を上回る入札は、落札の意思のない入札として以後の入札に参加させない。

## 9 入札の公平性・公正性の確保

(1) 入札の中止

予定価格、入札公告、仕様書、質問への回答等に不整合があった場合等において、発注者が入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、当該入札を中止する。

(2) 入札の延期

次に掲げる事由に該当する場合は、入札を延期する。

- ア 入札参加者が連合し、不穏な行動を起こす等、公正な入札ができないと認められる場合で、入札を延期することが適当であると判断される場合
- イ その他発注者が必要と認める場合

## **10 契約の締結**

### **(1) 契約書の作成**

落札者は、指示に従い指定する日時までに、契約課が定める契約書を提出すること。

### **(2) 議会の議決に付すべき物品購入**

議会の議決に付すべき物品購入については、落札後仮契約を締結し、議決を経た後本契約を締結する。

### **(3) 契約の解除等**

落札者が契約締結までの間に入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。なお、議会の議決に付すべき物品購入において、仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

## **11 契約保証金の納付**

落札者は、契約保証金の納付が必要な場合において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

## **12 支払条件等**

物品の納品及び検査終了後に支払う。ただし、これによらない場合は別途定める。